

事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項2目 こども家庭福祉費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
141	こども福祉諸費	10,040	10,040	10,351	10,351	▲ 311	▲ 311	
142	里親推進事業	53,340	26,671	52,829	26,414	511	257	○
143	児童虐待防止啓発地域連携事業	141,297	95,992	97,125	62,236	44,172	33,756	○
144	児童福祉事業諸費	5,222	5,169	5,556	5,169	▲ 334	0	
145	女性相談保護事業	140,094	81,633	132,205	93,674	7,889	▲ 12,041	
146	女性緊急一時保護施設等補助事業	52,305	33,577	51,410	31,853	895	1,724	
147	ひとり親家庭等自立支援事業	555,937	184,644	414,366	112,387	141,571	72,257	○
149	ひとり親世帯フードサポート事業	2,000	2,000	17,186	17,186	▲ 15,186	▲ 15,186	○
150	虐待・思春期問題情報研修センター運営費	731,970	0	865,048	0	▲ 133,078	0	
151	施設等退所後児童に対するアフターケア事業	77,069	24,205	64,453	18,437	12,616	5,768	○
153	特別乗車券交付事業(民営バス、金沢シーサイドライン)	458,677	458,677	489,824	489,824	▲ 31,147	▲ 31,147	
154	こどもの権利擁護体制整備事業	457,267	133,127	491,075	260,321	▲ 33,808	▲ 127,194	
156	こども家庭相談事業	165,273	155,539	139,605	44,967	25,668	110,572	
157	区における相談支援強化事業	48,839	27,946	49,924	43,544	▲ 1,085	▲ 15,598	○
158	ヤングケアラー支援事業	46,881	36,506	41,295	33,765	5,586	2,741	○
159	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	6,000	6,000	3,600	3,600	2,400	2,400	
160	障害児通所支援事業	22,353,983	5,709,045	20,405,121	5,190,207	1,948,862	518,838	○
161	障害児制度運営事業	94,105	83,957	45,660	35,512	48,445	48,445	○

162	障害児医療連携支援事業	71,671	69,497	61,442	59,268	10,229	10,229	○
164	訓練・介助器具助成事業	15,090	15,090	16,183	16,183	▲ 1,093	▲ 1,093	
165	障害児地域訓練会運営費助成事業	71,603	50,917	70,474	70,474	1,129	▲ 19,557	
166	学齢後期障害児支援事業	292,941	165,083	142,336	95,471	150,605	69,612	○
167	身体障害者奨学金支給事業	6,412	6,412	6,412	6,412	0	0	
—	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業（通所分）	0	0	27,980	9,994	▲ 27,980	▲ 9,994	
	計	25,858,016	7,381,727	23,701,460	6,737,249	2,156,556	644,478	

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	こども福祉諸費										

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	10,040	0	0	0	0	10,040
令和5年度	10,351	0	0	0	0	10,351
増▲減	▲311	0	0	0	0	▲311

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	0	16,047	10,351	10,351	10,351
	市債＋一般財源	0	16,047	10,351	10,351	10,351
決算	事業費	0	0			
	市債＋一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	こども福祉保健部内の事務にかかる諸経費							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	こども福祉保健部内の事務にかかる諸経費を集約して執行することで効率的な運用を図ります。							
背景・課題	事務にかかる諸経費のため、財源創出の取組に基づき歳出改革の検討を行います。							
根拠法令・方針決裁等	—							
根拠・データ等	—							
事業スケジュール	通年							
事業開始年度	令和4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	こども福祉諸費		10,040	10,351	▲311
	細事業合計		10,040	10,351	▲311	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 名倉 孝典	飯田 拓也
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	里親推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	53,340	26,669	0	0	0	26,671
令和5年度	52,829	26,415	0	0	0	26,414
増▲減	511	254	0	0	0	257

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	18,686	20,118	49,159	49,159	49,159
	市債＋一般財源	9,344	10,060	24,579	24,579	24,579
決算	事業費	17,730	17,695			
	市債＋一般財源	8,435	7,731			

事業概要 (アクティビティ)	里親制度を広く理解してもらうための普及啓発、新たに里親になっていただく方を増やすための広報活動、里親認定・登録のための研修、子どもを受け入れている里親家庭を支援するための研修や交流サロン、相談支援等の事業を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
新規委託児童(里親＋FH)	単位	33	34	35	36	37	38	39
	人	29	43	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
里親等委託率(里親施設)	単位	23.8	25.2	26.9	28.3	30.0	31.5	33.1
	%	16.0	17.8	/	/	/	/	/
事業目的	<p>里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭で養育し、健全な育成を支援する児童福祉法に定められた制度です。本市では、社会的養育を必要とする数を見込み、家庭養育の確保に取り組むため、「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を作成しました。</p> <p>今後より一層里親委託を進めるために、制度理解を深めるための広報啓発活動、子どもたちの背景を理解し、支えることのできる里親の確保及び育成、里親家庭における養育環境の充実を図ります。</p>							
背景・課題	<p>平成28年6月に改正された児童福祉法では、虐待などの理由で児童が家庭で適切な養育を受けられない場合、家庭と同様の環境で養育を行う家庭養育の推進が明確に規定されました。改正法を受け、平成29年3月には国の里親支援事業要綱及び里親委託ガイドラインが改正されました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では特別養子縁組や里親制度のさらなる充実強化が求められています。</p>							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第6条の4・第27条第1項第3号、横浜市の社会的養育推進の基本的な方針(令和2年度～令和11年度)、横浜里親家庭養育運営要綱等							
根拠・データ等	<p>【令和5年3月末現在】</p> <p>里親登録数：246世帯(うち、養育181(専門2含む)、親族3、養子縁組62)</p> <p>委託児童数：102人(うち、養育85、専門1、親族5、養子縁組11)</p> <p>受託里親数：87世帯(うち、養育74(専門1含む)、親族3、養子縁組10)</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>新規登録数：38世帯</p> <p>制度説明会開催回数：6回</p> <p>制度説明会参加数：185人</p>							
事業スケジュール	<p>平成14年 里親制度の運営について(厚生労働省)</p> <p>平成23年 里親委託ガイドライン(厚生労働省)</p> <p>平成27年 横浜市の養育里親の愛称決定「よこはまポートファミリー」</p> <p>平成28年 児童福祉法一部改正「家庭養育優先の理念」が規定</p> <p>平成29年 新しい社会的養育ビジョン(厚生労働省)</p> <p>令和2年 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を策定</p>							
事業開始年度	平成14年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	里親推進事業		53,340	52,829	511
細事業合計			53,340	52,829	511	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 稲村 良介	稲田 芳史
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	児童虐待防止啓発地域連携事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	141,297	44,136	959	210	0	95,992
令和5年度	97,125	33,999	742	148	0	62,236
増▲減	44,172	10,137	217	62	0	33,756

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	69,987	108,361	141,297	141,297	141,297
	市債＋一般財源	36,507	61,463	95,992	95,992	95,992
決算	事業費	87,137	124,941			
	市債＋一般財源	54,671	79,037			

事業概要 (アクティビティ)	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進する。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
個別ケース検討会議	単位	目標	1700	1747	1813	1879	1945	2015	2081
	回	実績	1681	1856					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
虐待死の根絶	単位	目標	0	0	0	0	0	0	
	人	実績	4	4					
事業目的	「横浜市内児童を虐待から守る条例」に基づき、子どもに対する体罰等の禁止、虐待防止に関する、広報、啓発を行うとともに、関係機関の虐待理解促進や人材育成を行い、地域における児童虐待防止ネットワークを強化していきます。また、各区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局機能や関係各所との連携を更に強化し、虐待を未然に防止するとともに、児童虐待の早期発見と適切な対応を行うために、要保護児童等進行管理台帳システムにより、進行管理を円滑に行います。								
背景・課題	本市では児童虐待の相談対応件数が年々増加しており、また、虐待事例が複雑化、重篤化しているなかで、社会状況に即した更なる児童虐待防止の推進が求められています。 近年、出産直後の死亡事例が続けて発生しており、相談先の周知を強化する必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市内児童を虐待から守る条例								
根拠・データ等	・児童虐待・相談対応件数 <推移> 2年度12,554件（区役所3,701件、児童相談所8,853件）、3年度11,480件（区役所3,821件、児童相談所7,659件）、4年度13,140件（区役所4,037件、児童相談所9,103件）								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度：児童虐待防止担当が配置 平成23年度：児童虐待・DV対策担当が配置 平成26年度：全区こども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を配置 平成26年度：「横浜市内児童を虐待から守る条例」が施行 令和3年度：体罰の禁止が法律で明記されたことに伴い、「横浜市内児童を虐待から守る条例」を改正 令和3、4年度：「こども家庭総合支援拠点」機能を整備し、「虐待対応調整チーム」に代わり「こどもの権利擁護担当」を配置 令和4年度：「子どもに対する体罰等の禁止」を広報啓発する動画を作成 令和5年度：「こども虐待防止市民サポーター養成講座」を開催 								
事業開始年度	平成18年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	相談体制の強化及び環境整備	59,425	47,365	12,060	
2	要保護児童対策地域協議会の機能強化	81,872	49,760	32,112		
細事業合計		141,297	97,125	44,172		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 上原 嘉明	係長 三橋 静香	三浦 裕也
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童福祉事業諸費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	5,222	0	0	53	0	5,169
令和5年度	5,556	334	0	53	0	5,169
増▲減	▲334	▲334	0	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	2,488	2,743	5,222	5,222	5,222
	市債＋一般財源	879	2,369	5,169	5,169	5,169
決算	事業費	15	1,432			
	市債＋一般財源	-37	1,058			

事業概要 (アクティビティ)	施設入所児童等の発達状況に合わせた健全な心身の鍛錬と、施設間の交流を図るための文化・体育行事や施設職員の専門性を高めるための研修会等について、研修を実施する団体へ補助金を交付します。また、厚生労働省から委託される5種類の調査を5年ごとに実施し、委託調査にかかる費用を支弁します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
補助団体数	単位	3	3	3	3	3	3	3
	か所	0	2	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
事業実施団体数(施設入所児童等が健全な心身の発達・育成・向上を図ることができた事業実施数)	単位	3	3	3	3	3	3	3
	か所	0	2	/	/	/	/	/
事業目的	施設入所児童等が健全な心身の発達を図ることとあわせ、施設児童間の交流をととして児童の育成・向上を図るための必要な事業です。施設職員の資質向上と職員間の連携及び親睦を深めることにより、施設入所児童等の処遇向上につながっています。また、厚生労働省委託調査を実施し基礎資料を得ることにより、児童福祉のより一層の充実を図ります。							
背景・課題	県下市町村と連携して事業を行っている。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市措置児童福祉文化体育活動補助金交付要綱、横浜市児童福祉施設職員研究会補助金交付要綱、横浜市母子生活支援施設「母と子のつどい」補助金交付要綱							
根拠・データ等	【大会・研究会の開催実績】 ・神奈川県児童福祉文化体育協会 ＜実績推移＞2年度0回、3年度2回、4年度9回、5年度10回(見込)、6年度10回(見込) ・神奈川県児童福祉施設職員研究会 ＜実績推移＞2年度0回、3年度5回、4年度0回、5年度10回(見込)、6年度10回(見込) ・母と子のつどい ＜実績推移＞2年度0回、3年度0回、4年度1回、5年度1回(見込)、6年度1回(見込)							
事業スケジュール	昭和48年度：事業開始							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童福祉事業諸費	5,222	5,556	▲334	事務見直しに伴う減
	細事業合計	5,222	5,556	▲334		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 稲村 良介	高橋 結希
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	4
事業名称	女性相談保護事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	140,094	55,582	2,192	687	0	81,633
令和5年度	132,205	37,980	0	551	0	93,674
増▲減	7,889	17,602	2,192	136	0	▲12,041

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	132,840	132,712	140,094	140,094	140,094
	市債＋一般財源	94,464	94,655	81,633	81,633	81,633
決算	事業費	132,265	130,257			
	市債＋一般財源	93,805	81,410			

事業概要 (アクティビティ)	DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対し、各区福祉保健センターにおける女性福祉相談や、横浜市DV相談支援センターでの相談支援を実施しています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	件	実績	4,456	4,291				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
DV等被害者が適切に相談支援に繋がった件数	単位	目標	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	件	実績	4,456	4,291				
事業目的	各区福祉保健センターにおいて女性福祉相談を実施し、DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対して相談や自立に向けた支援を行います。また、横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等からの相談を実施し、適切な支援につなげていきます。							
背景・課題	横浜市におけるDV相談件数は、令和4年度は4,291件となっており、過去5年の推移をみると年間5,000件前後の相談を受けています。相談件数は高止まりのまま推移しており、引き続き相談支援は必要です。							
根拠法令・方針決裁等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市DV相談支援センター事業実施要綱							
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 <実績推移> 3年度：4,456件、4年度：4,291件、5年度（見込み）：5,300件、6年度（見込み）：5,300件 一時保護件数 <実績推移> 3年度：160件、4年度：146件、5年度（見込み）：200件、6年度（見込み）：200件							
事業スケジュール	平成23年度：横浜市DV相談支援センター設置							
事業開始年度	昭和32年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	女性相談保護事業	140,094	132,205	7,889	事務関係経費等の増
細事業合計		140,094	132,205	7,889		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 上原 嘉明	係長 竹内 彩	垂水 啓江
------------------------------------	-------------	------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	4
事業名称	女性緊急一時保護施設等補助事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	52,305	18,728	0	0	0	33,577
令和5年度	51,410	19,557	0	0	0	31,853
増▲減	895	▲829	0	0	0	1,724

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	35,067	39,386	52,305	52,305	52,305
	市債＋一般財源	21,430	22,116	33,577	33,577	33,577
決算	事業費	33,005	40,317			
	市債＋一般財源	20,538	25,444			

事業概要 (アクティビティ)	DV被害者支援のために、DV防止法による委託を受け一時保護を行う民間団体や中期シェルターを運営している団体に対して、補助を行います。 また、被害者等の多様な状況やニーズに添った支援を行うため、外国籍の女性または母子に対する支援を行う団体や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」、「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」、「退所後支援事業」を実施する民間団体に対し補助を行います。令和5年度からは、「若年女性女性支援モデル事業」を実施しています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	件	実績	4,456	4,291				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
DV等被害者が適切に相談支援に繋がった件数	単位	目標	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	件	実績	4,456	4,291				
事業目的	本市のDV相談は、DVからの避難や離婚に伴う居所の喪失など、相談内容が複雑化しており、対応が困難な事例が増加しています。多様なニーズに対応するため、一時保護に加え、様々な支援方法を充実させ、被害者の多様な状況やニーズに添った支援を行います。							
背景・課題	相談内容の多様化・複雑化が進む状況の中で、民間団体の果たしている役割は、実績から見ても本市のDV対策、女性相談保護事業を補完している状況にあります。また、外国籍の女性または母子への相談支援については、単に言語の問題ではなく、出身国の文化や社会制度の違いなどの複雑な問題を背景としているため、支援には高度な専門性を要します。							
根拠法令・方針決裁等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市女性緊急一時保護施設等補助金交付要綱							
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 ＜実績推移＞3年度：4,456件、4年度：4,291件、5年度（見込み）：5,300件、6年度（見込み）：5,300件 一時保護件数 ＜実績推移＞3年度：160件、4年度：146件、5年度（見込み）：200件、6年度（見込み）：200件							
事業スケジュール	平成30年度：「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を開始。 令和2年度：「退所後支援事業」を開始。 令和3年度：「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を本格実施。 令和5年度：「若年女性支援モデル事業」を実施。							
事業開始年度	昭和32年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	女性緊急一時保護施設等補助事業	52,305	51,410	895	事業実施場所の移転等による経費の増
細事業合計		52,305	51,410	895		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	上原 嘉明	竹内 彩	垂水 啓江

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	3	施策番号	5
事業名称	ひとり親家庭等自立支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	555,937	349,724	0	21,569	0	184,644
令和5年度	414,366	291,053	0	10,926	0	112,387
増▲減	141,571	58,671	0	10,643	0	72,257

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	213,032	277,639	544,937	544,937	544,937
	市債＋一般財源	76,880	95,626	173,644	173,644	173,644
決算	事業費	204,128	303,461			
	市債＋一般財源	57,730	95,088			

事業概要 (アクティビティ)	ひとり親家庭等の自立を支援するため、資格取得や職業紹介などの就業支援を実施するほか、家庭の状況に応じた子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的に事業を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
就労支援計画策定件数	単位	目標	-	-	425	425	425	425
	件	実績	-	404	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
就労支援計画の継続率	単位	目標	-	-	90%	90%	90%	90%
	%	実績	-	88%	/	/	/	/
事業目的	【目的】 ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親家庭等に対し、生活や就労等に関する総合的な支援を実施することで、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。							
背景・課題	【背景・課題】 ひとり親家庭は低所得の世帯の割合が高いなど、生活に困難を抱える家庭が多いことから、子どもが将来的に貧困の連鎖に陥りやすい環境にあります。 平成14年度に母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が成立し、従前の児童扶養手当や母子寡婦福祉資金などの「経済的支援」中心の支援から、①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保策 ④経済的支援策の4本柱を基にした、総合的なひとり親家庭への支援が行われるようになりましたが、本市でも国の「母子家庭等総合対策支援事業」の枠組みにより、前記各事業を実施し、ひとり親家庭の経済的・精神的な自立を支援しています。							
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法							
根拠・データ等	令和2年国勢調査、平成29年度及び令和4年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査							
事業スケジュール	通年実施 【参考】これまでの事業経過 平成16年度：事業開始 平成18年度：母子家庭等就業・自立支援センター事業開始 平成28年度：高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、高等職業訓練促進資金貸付事業開始 令和元年度：父子家庭の交流事業、ひとり親の親講座事業開始 令和2年度：思春期・接続期支援事業開始 令和3年度：養育費確保支援事業開始、高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）開始							
事業開始年度	平成16年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	自立支援教育訓練給付金事業	27,116	11,980	15,136
2	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1,781	1,150	631	児童扶養手当所得要件の撤廃に伴う、支給対象見込み数の増
3	高等職業訓練促進給付金等事業	280,129	199,124	81,005	児童扶養手当所得要件の緩和に伴う、支給対象見込み数の増
4	高等職業訓練促進資金貸付事業	31,500	99,600	▲68,100	見込み対象年度の変更及び見込み利用者数の減

細事業(事業内訳)	5	日常生活支援事業	14,732	15,717	▲985	委託単価の積算上の見直しによる減
	6	母子家庭等就業・自立支援センター事業	72,424	57,117	15,307	人員増に伴う人件費の増
	7	思春期・接続期支援事業	30,803	17,151	13,652	学習支援期間の延長に伴う増
	8	養育費確保支援事業	3,330	2,000	1,330	支給人数の増及び国予算に基づく制度拡充のための増
	9	情報提供・啓発等事業	8,872	7,527	1,345	実施内容の見直しによる減
	10	ひとり親家庭自立支援計画策定事業	11,000	3,000	8,000	コンサルタント実施による増
	11	ひとり親家庭受給料補助事業	74,250	0	74,250	新規事業
	細事業合計		555,937	414,366	141,571	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	藤浪 博子	萩原 順一	加藤 鈴子

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	3	施策番号	5
事業名称	ひとり親世帯フードサポート事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,000	0	0	0	0	2,000
令和5年度	17,186	0	0	0	0	17,186
増▲減	▲15,186	0	0	0	0	▲15,186

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	22,543	18,988
	市債＋一般財源	22,543	18,988
決算	事業費	18,000	17,688
	市債＋一般財源	18,000	17,688

令和7年度	令和8年度	令和9年度
2,000	2,000	2,000
2,000	2,000	2,000

事業概要 (アクティビティ)	令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮に陥りやすいひとり親世帯に対し、フードバンクを活用した食品提供を実施しました。令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したため、コロナ禍対応としての事業を終了します。一方、物価高騰を受け、困窮している世帯が増加していることを鑑み、令和6年度については、ひとり親世帯の生活の安定を図るために、母子福祉団体が実施する食料配布会の補助を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
利用者数	単位	目標	12,000	12,000	12,000	1,200	1,200	1,200
	人	実績	4,343	6,092	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	母子福祉団体が実施する食料配布会への補助を実施することで、物価高騰に伴い困窮しているひとり親世帯の生活の安定を支援します。							
背景・課題	ひとり親世帯は非正規雇用の割合が高く、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、失業や休業、勤務時間の減少などにより収入が減少し、生活困窮に陥る世帯が増加しました。このようなひとり親世帯に対し、フードバンク等を活用した食品提供を実施し、その生活の安定を図るとともに、併せてフードロス削減に取り組むものとして、令和2年度よりひとり親世帯フードサポート事業を開始しました。感染症への対応が進み、令和5年5月には新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、ウイルスの生活への直接の影響は減少しましたが、食料品をはじめとした物価や、水道光熱費等の高騰により、引き続き困窮状況にあるひとり親世帯は多い状況です。							
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法							
根拠・データ等	令和2年度国勢調査、平成29年度及び令和4年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査							
事業スケジュール	令和2年度：事業開始							
事業開始年度	令和2年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	ひとり親世帯フードサポート事業	2,000	17,186	▲15,186
	細事業合計	2,000	17,186	▲15,186	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 萩原 順一	加藤 鈴子
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	虐待・思春期問題情報研修センター運営費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	731,970	731,970	0	0	0	0
令和5年度	865,048	865,048	0	0	0	0
増▲減	▲133,078	▲133,078	0	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	486,202	416,202	731,970	731,970	731,970
	市債＋一般財源	0	0	0	0	0
決算	事業費	397,648	536,591			
	市債＋一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	本センターを運営する社会福祉法人に対し、全額国庫補助を受けて運営事業費を補助します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
専門相談件数	単位	目標	650	650	650	650	650	650
	件	実績	546	550	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
専門研修への参加者	単位	目標	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	人	実績	1,831	1,827	/	/	/	/
事業目的	児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等を行うことにより、全国の児童虐待等への対応の充実強化に繋がります。 なお、国の補助率10/10の事業であり予算・決算上の横浜市負担はありません。							
背景・課題	「虐待・思春期問題情報研修センター」は、全国的課題である児童虐待問題等への対策の一環として、全国唯一の準ナショナルセンターとして全額国庫補助金を受けて設置されました。全国の児童虐待等への対応を充実強化するため、児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等の取組を行っています。							
根拠法令・方針決裁等	児童虐待の防止等に関する法律（第4条 国及び地方公共団体の責務等）、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費（運営委員会費・職員配置費・その他の事務費） ＜実績推移＞ 3年度118,024千円、4年度130,911千円、5年度149,437千円（見込）、6年度93,308千円（見込） ・事業費（情報収集提供事業費・専門相談事業費・研修事業費・研究事業費） ＜実績推移＞ 3年度 49,233千円、4年度 46,339千円、5年度 64,433千円（見込）、6年度 125,358千円（見込） ・システム管理費・構築関連費（情報共有システム：5年度・6年度構築） ＜実績推移＞ 3年度230,391千円、4年度359,346千円、5年度651,178千円（見込）、6年度513,304千円（見込） 							
事業スケジュール	平成14年度：事業開始 令和2年度：情報共有システム開発 令和3年度：情報共有システム運用開始							
事業開始年度	平成14年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	虐待・思春期問題情報研修センター運営費		731,970	865,048	▲133,078
	細事業合計		731,970	865,048	▲133,078	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 荒木 康太	高橋 結希
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	10					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	3	施策番号	4
事業名称	施設等退所後児童に対するアフターケア事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	77,069	24,204	0	28,660	0	24,205
令和5年度	64,453	18,436	0	27,580	0	18,437
増▲減	12,616	5,768	0	1,080	0	5,768

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	35,943	35,943	68,533	68,533	68,533
	市債+一般財源	13,522	13,522	19,937	19,937	19,937
決算	事業費	41,149	39,537			
	市債+一般財源	18,086	13,522			

事業概要 (アクティビティ)	施設等入所中及び退所後児童に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、児童の安定した生活の実現を後押しします。また、「資格等取得支援事業」では、資金援助及び相談により就職及び進学へ向けた支援を行います。さらに、貧困による世代間連鎖を防ぐため、経済的事情により進学資金の工面が非常に困難な児童を対象に専門学校・大学等進学時初年度納入金を支弁します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
継続支援計画作成割合	単位	-	57	61	65	70	70	70
	%	53	59	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
継続支援計画作成者が所属社会に定着できている割合	単位	-	-	90	90	90	90	90
	%	-	-	/	/	/	/	/
事業目的	児童養護施設等を退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて支援、相談、情報提供等を行うことにより、児童等が就労や通学を継続し、安定して生活することを目的とします。施設等入所中及び退所後児童に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行います。また、普通自動車運転免許等の取得や専門学校・大学等進学の際にかかる費用の支援を行います。退所後児童が、経済的な理由により、進路が限られることなく、希望の進路を選ぶことが可能になり、また、退所後児童にとって身近な相談・支援機関となります。							
背景・課題	<p>【課題】児童が施設等を退所後、社会に出てすぐのタイミングでつまづいたとき、就労や通学を継続できなくなり、そのまま住む場所や生活の基盤を失うことも多く、この時期をどのように支えていけるかが課題です。また、困ったときに誰にも相談できず、社会からドロップアウトしないよう、生活全般を相談できる窓口や支援策の充実等も大きな課題であると認識しています。</p> <p>【背景】施設は退所前後の相談・援助を行うこととなっていますが、必ずしも十分とは言えない状況のため、市としても退所後児童の自立に向け、アフターケアとして必要な支援内容の検討等を進めてきたところ、国において事業化が図られたこともあり、平成24年度から事業を開始しました。</p>							
根拠法令・方針決裁等	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0331第10号 社会的養護自立支援事業等の実施について 児童福祉法第41条及び横浜市児童養護施設等退所後児童のためのアフターケア事業実施要綱 横浜市児童養護施設等退所後児童のための資格等取得支援事業実施要綱							
根拠・データ等	居場所事業の拠点「よこはまPort For」利用状況（登録者） 2年度：344人 3年度：385人 4年度：392人 5年度（見込）：450人 6年度（見込）：470人							
事業スケジュール	平成24年度：事業開始 平成25年度：資格取得支援事業開始（資格等取得支援費・大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金） 平成27年度：資格取得支援事業における専門学校・大学等初年度納入金開始 平成30年度：継続支援計画作成開始 令和2年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金終了 令和3年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の家賃補助開始 令和5年度：医療連携支援開始 令和6年度：社会的養護自立支援実態把握事業開始							
事業開始年度	平成24年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	施設等退所後児童アフターケア事業		48,409	36,873	11,536
2	資格等取得支援事業		28,660	27,580	1,080	対象者の拡充による見込みの増

	細事業合計	77,069	64,453	12,616	
本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 稲村 良介	高橋 結希		

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	11					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	3	施策番号	5
事業名称	特別乗車券交付事業（民営バス、金沢シーサイドライン）										

（単位：千円）

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	458,677	0	0	0	0	458,677
令和5年度	489,824	0	0	0	0	489,824
増▲減	▲31,147	0	0	0	0	▲31,147

歳出		令和3年度	令和4年度
予 算	事業費	547,574	483,447
	市債＋一般財源	547,574	483,447
決 算	事業費	536,110	446,040
	市債＋一般財源	536,103	446,040

令和7年度	令和8年度	令和9年度
458,677	458,677	458,677
458,677	458,677	458,677

事業概要 (アクティビティ)	児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
特別乗車券交付枚数	単位	目標	16,312	14,899	14,261	13,512	13,512	13,512
	枚	実績	14,261	13,512	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績			/	/	/	/	/
事業目的	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与する。							
背景・課題	対象世帯の経済的負担の軽減を図る。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則、横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券交付要綱（平成元年7月5日制定）							
根拠・データ等	前々年度の実績値と見込みによる。							
事業スケジュール	4月・10月 民営バス会社及び株式会社横浜シーサイドラインへ負担金交付 3月 新年度特別乗車券交付 随時 区役所窓口にて有効期限4月～3月の特別乗車券を交付							
事業開始年度	昭和59年度							

（単位：千円）

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	特別乗車券交付事業（民営バス）	430,935	460,370	▲29,435
2	金沢シーサイドライン乗車券交付事業	27,742	29,454	▲1,712	
細事業合計		458,677	489,824	▲31,147	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 新谷 祐樹	新谷 祐樹
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	12
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2
事業名称	こどもの権利擁護体制整備事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	457,267	258,000	64,000	2,140	0	133,127
令和5年度	491,075	228,735	0	2,019	0	260,321
増▲減	▲33,808	29,265	64,000	121	0	▲127,194

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	376,531	566,370
	市債＋一般財源	227,438	331,779
決算	事業費	360,247	520,170
	市債＋一般財源	196,875	285,579

令和7年度	令和8年度	令和9年度
457,267	457,267	457,267
133,127	133,127	133,127

事業概要 (アクティビティ)	18区こども家庭支援課こどもの権利擁護担当が切れ目ない相談・支援を行えるよう、体制の整備、強化等を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
個別ケース検討会議	単位	1700	1747	1813	1879	1945	2015	2081
	回	1681	1856	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
虐待死の根絶	単位	0	0	0	0	0	0	0
	人	4	4	/	/	/	/	/
事業目的	令和4年度に全区こども家庭支援課へ拠点機能を設置しました。 各区で切れ目ない相談・支援を行うため、引き続き体制の整備及び強化を行ってまいります。							
背景・課題	<p>平成28年改正児童福祉法において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが規定されました。</p> <p>また、国において、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、令和4年度までに全市町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」とする。）の機能整備を実施する目標が掲げられています。</p> <p>拠点は、すべての子どもとその家庭及び妊産婦のあらゆる相談に応じ、支援が必要な子どもとその家庭の福祉に関して、関係機関と連携した組織的な支援や、支援を行う中での関係機関との総合調整、要保護児童対策地域協議会調整担当者として子どもに関わる機関のネットワークのコーディネートを実施します。</p> <p>本市においては、区福祉保健センターこども家庭支援課でこれまで実施してきた業務が、既に拠点の業務に対応している部分もあるため、国の「市区町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」で示されている拠点機能を、市民にとって身近な区役所こども家庭支援課に整備しました。今後は、この拠点機能の安定的な運営を確保し、子どもとその家庭への相談支援機能の強化を図っていくことが必要です。</p> <p>本市では、①国が示す拠点の人員配置基準を踏まえた、専門職（会計年度任用職員を含む。）の配置によって、要保護児童等の支援に専従する「こどもの権利擁護担当」の体制を確保すること、②こども家庭支援課で把握した子どもや家庭への福祉的な支援に関し、組織的に協議する相談支援体制を確保すること、③「横浜市版子育て世代包括支援センター」機能と拠点機能を同一の課で実施することで、妊娠期から18歳までの切れ目ない支援を実施すること、④児童相談所と連携し、施設退所後の児童等への地域における支援をより強化すること等を実施してまいります。</p>							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例							
根拠・データ等	国勢調査 横浜市児童人口 児童虐待相談対応件数							
事業スケジュール	令和4年度：全区こども家庭支援課へ拠点機能を設置 令和5年度から：全区こども家庭支援課において、通年で拠点機能を運営							
事業開始年度	令和3年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
		457,267	491,075	▲33,808	事務処理対応員の人件費の減

	細事業合計	457,267	491,075	▲33,808	
--	-------	---------	---------	---------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	上原 嘉明	竹内 彩	三浦 裕也

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	13					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	こども家庭相談事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	165,273	7,240	1,810	684	0	155,539
令和5年度	139,605	0	94,080	558	0	44,967
増▲減	25,668	7,240	▲92,270	126	0	110,572

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	0	109,059
	市債＋一般財源	0	108,779
決算	事業費	0	89,355
	市債＋一般財源	0	89,124

令和7年度	令和8年度	令和9年度
139,605	139,605	139,605
44,967	44,967	44,967

事業概要 (アクティビティ)	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援します。また、必要に応じて民生委員・児童委員等の地域関係者や保育所、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図ります。
-------------------	---

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
こども家庭相談実績	単位	目標		85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	件	実績		84,374	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な時に相談できる環境の確保	単位	目標		100	100	100	100	100	100
	%	実績		100	/	/	/	/	/

事業目的	「こども家庭相談」の実施により、相談者は、専門職から相談内容に応じた適切な支援や情報提供を受けることができます。また、相談の内容により組織内協議において、支援方針を多職種で協議することで支援の向上を図ります。さらに、「こども家庭相談」の対応実績から、相談の種別、対応職種、支援方針等に応じた傾向を分析することで、各区こども家庭支援課に求められる支援の実施につなげます。
------	--

背景・課題	平成9年10月から令和4年3月まで、区役所では「子ども・家庭支援相談」として、妊娠期から原則18歳までの子育てに関する相談と教育相談に対応していました。この蓄積を活かし、「子ども・家庭支援相談」を発展的に見直し、令和4年度より、区役所こども家庭支援課の相談窓口として、保健師や社会福祉職等の専門職が子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する「こども家庭相談」を実施しています。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法
------------	-------------

根拠・データ等	【根拠とするデータ】 ・こども家庭相談相談実績（令和4年度）
---------	-----------------------------------

事業スケジュール	・子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する「こども家庭相談」を実施し、相談者に対して、相談内容に応じた適切な支援や情報提供を行う。(通年) ・各区において、市民や関係機関への相談窓口の周知を行う。(通年)
----------	--

事業開始年度	令和4年度
--------	-------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	こども家庭相談事業	165,273	139,605	25,668	
	細事業合計	165,273	139,605	25,668		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 角谷 小百合	土居 奈月
------------------------------------	-------------	--------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	—	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	区における相談支援強化事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	48,839	17,672	3,221	0	0	27,946
令和5年度	49,924	6,376	0	4	0	43,544
増▲減	▲1,085	11,296	3,221	▲4	0	▲15,598

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	0	0
	市債＋一般財源	0	0
決算	事業費	0	0
	市債＋一般財源	0	0

令和7年度	令和8年度	令和9年度
80,697	32,497	32,497
72,284	24,084	24,084

事業概要 (アクティビティ)	市民にとって身近な区役所こども家庭支援課において、子どもとその家庭及び妊産婦への相談支援機能のさらなる強化・充実を図ります。 さらに、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において示された「こども家庭センター」機能について、令和6年度は3区に設置し、令和7年度以降に設置する区の開設準備を進めます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
こども家庭センター 設置	単位	目標		設置検討	3	9	18	18
	区	実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業目的	本市では、市民に身近な場所である区役所において、母子保健と児童福祉の専門職が連携・協力しながら相談支援を実施してきました。一方、子どもとその家庭が抱える困難は多様化し、ヤングケアラーへの対応など新たな課題があります。このため、相談内容などにより切れ目が生じない、包括的な支援を行うための相談支援体制を強化する必要があります。 これを踏まえて、令和6年度は3区の区こども家庭支援課に「こども家庭センター」機能を設置するとともに、令和7年度以降に設置する区の開設準備を進め、さらなる相談支援の充実に取り組みます。 また、業務を効率化し、これまで以上に職員が支援に向き合う時間を確保するため、訪問時などの相談援助業務等においてタブレットの活用をするとともに、相談支援システム構築に向けた検討を行います。							
背景・課題	平成28年改正児童福祉法等において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが規定されました。本市において、令和4年10月に全区こども家庭支援課で拠点機能の整備が完了しました。これにより、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築され、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、支援方針等の協議により、きめ細かく支援を行っています。また、職員向けの専門研修等を実施し、拠点機能の維持・向上を図っています。 さらに、令和4年度に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）」において、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法							
根拠・データ等	【根拠とするデータ】 児童虐待相談対応件数（令和4年度）							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 3区の区こども家庭支援課に「こども家庭センター」機能を設置（4月～） 令和7年度以降に「こども家庭センター」機能を設置する区の開設準備（通年） 区こども家庭支援課の職員向けの研修の実施（通年） 子どもとその家庭及び妊産婦に対する支援について、一元的に支援経過に関する情報を管理するシステム構築に向けた検討（通年） 専門職の訪問相談援助業務等に係るタブレットの区への配付（令和6年度中運用開始） 							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	区における相談支援強化事業		48,839	49,924	▲1,085
	細事業合計		48,839	49,924	▲1,085	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 角谷 小百合	土居 奈月
------------------------------------	-------------	--------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	政策番号	3 施策番号
事業名称	ヤングケアラー支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	46,881	10,375	0	0	0	36,506
令和5年度	41,295	7,530	0	0	0	33,765
増▲減	5,586	2,845	0	0	0	2,741

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	0	0	46,881	46,881	46,881
	市債+一般財源	0	0	36,506	36,506	36,506
決算	事業費	0	0			
	市債+一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」の支援に向けた取組を推進するなど、児童福祉施策の推進に取り組みます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
ヤングケアラー特設ページアクセス数	単位	目標		17000 (6か月)	34000 (12か月)	34000 (12か月)	34000 (12か月)	34000 (12か月)
	回	実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
アンケートでのヤングケアラーを知っている人の割合	単位	目標		50	55	60		
	%	実績						
事業目的	平成30年度以降、国において調査研究やプロジェクトによる検討会が行われるなど、近年になってヤングケアラー支援の重要性が謳われていることから、広報・啓発や支援団体への補助、研修等を推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深めるとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。							
背景・課題	ヤングケアラーは、法令上の定義がなく、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされており、ヤングケアラー本人や家族が、無自覚でケアラーになっているケースも見受けられるなど、支援の声があまり少ないという課題があります。							
根拠法令・方針決裁等	なし							
根拠・データ等	横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査 (令和4年度)							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く市民に向けた広報の実施 (通年) ・ 研修を実施 (通年) ・ 支援団体への補助の実施 (通年) ・ 支援体制の構築 (通年) 							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	ヤングケアラー支援事業		46,881	41,295	5,586
	細事業合計		46,881	41,295	5,586	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 名倉 孝典	飯田 拓也
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	-					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	35	施策番号	3
事業名称	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	6,000	0	0	0	0	6,000
令和5年度	3,600	0	0	0	0	3,600
増▲減	2,400	0	0	0	0	2,400

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	0	0
	市債＋一般財源	0	0
決算	事業費	0	0
	市債＋一般財源	0	0

令和7年度	令和8年度	令和9年度
0	0	0
0	0	0

事業概要 (アクティビティ)	妊産婦及び乳幼児については心身の特性上、被害状況の把握や災害時の避難行動及び避難生活などにおいて、より配慮が必要であることを前提に支援をすることが重要です。そのためには、当事者の備えだけでなく、その特性に応じた支援と周りからの十分な理解及び配慮が必要です。関係機関と連携し調査及び研究を行い、妊産婦及び乳幼児へのさらなる支援の強化に向けて検討していきます。										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
検討会	単位	目標			3回	2回	-		
	回数	実績							
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
妊産婦・乳幼児のいる家庭で、災害の備えができています。	単位	目標			-	-	55%		
	%	実績							

事業目的	<p>①妊産婦及び乳幼児は、心身の特性上、災害情報の把握や避難行動、避難生活により配慮支援を要するため、要配慮者として捉えて防災対策を進めることが重要です。母子が災害時でも安心して避難所生活を送ることができ、必要な支援を受けられるよう支援の強化に向けて検討していきます。</p> <p>②連絡協議会の開催 R5年度に引き続き庁内連携会議を開催し、関係機関との情報共有や連携を行い、引き続き十分な支援が受けられるよう必要な支援策を検討していきます。</p> <p>③市民向けガイドラインの策定 庁内連携会議で検討した内容を市民向けガイドラインにまとめ、必要な関係課所に配付します。</p>										
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

背景・課題	近年、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生が予測され、本市においても防災力の強化を目指し様々な対策が取られています。災害対策基本法では乳幼児その他の特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義し、国及び地方公共団体は要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとしています。市では防災計画において「こども青少年局こども福祉保健班（本部）は、妊産婦、乳幼児・児童・障害児の援護対策計画を策定する。」と規定されており、乳幼児及び妊産婦には災害時の避難行動や避難生活について一定の配慮が必要とされています。乳幼児及び妊産婦が災害時でも安心して避難所生活を送ることができ、必要な支援を受けられるよう支援の強化に向けて検討していきます。										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

根拠法令・方針決裁等											
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

根拠・データ等	<p>横浜市統計書 平成29年 妊娠届者数：31,521人 出生数：27,763人 平成30年 妊娠届者数：29,892人 出生数：27,170人 令和元年 妊娠届者数：28,921人 出生数：25,561人</p> <p>災害基本対策法第8条の2、15 横浜市防災計画</p>										
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業スケジュール	<p>令和6年5月 第1回検討会議 令和6年6月～12月 市民向けガイドラインの策定作業 令和6年1月 第2回検討会議</p>										
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業開始年度	令和5年度										
--------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業		6,000	3,600	2,400
細事業合計			6,000	3,600	2,400	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 名倉 孝典	田邊 尚子
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	14					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	障害児通所支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	22,353,983	11,096,895	5,545,200	2,843	0	5,709,045
令和5年度	20,405,121	10,143,340	5,069,374	2,200	0	5,190,207
増▲減	1,948,862	953,555	475,826	643	0	518,838

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	14,397,726	18,089,488	27,467,063	31,867,556	31,867,556
	市債＋一般財源	3,662,371	4,595,835	6,619,500	7,475,590	7,475,590
決算	事業費	16,976,590	19,737,621			
	市債＋一般財源	4,197,027	5,505,484			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
事業所数	単位	目標	600	660	720	820	900	990	—
	か所	実績	609	684					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
利用日数/支給決定日数	単位	目標	—	—	70	75	80	85	90
	%	実績	65	63					
事業目的	<p>【事業目的】 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）および、障害児通所支援の適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施します。 地域療育センターについては、その専門機能をいかし、地域の療育機関の中核となる児童発達支援センターとして障害児とその家族への相談支援や関係機関支援を児童発達支援と合わせて行います。</p> <p>【効果】 障害児通所支援事業等を利用する児童に対し給付費を支出し、また事業所への支援を充実させることにより、安定的な施設利用を可能とし、障害児世帯が安心して社会生活を営める基盤の構築を進めます。また、事業所向けの研修・指導を行うことでサービスの質の向上を図ります。</p>								
背景・課題	障害児通所支援事業所の増加に伴いサービスの質の維持・向上が課題となっているため、障害児通所支援事業所向けの研修等を実施します。								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の32								
根拠・データ等	<p>放課後等デイサービス受給者数 R元年度末：7,246人 R2年度末：7,845人 R3年度末：8,833人 R4年度末：9,882人</p>								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年に児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が廃止され、障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援が創設 平成30年に居宅訪問型児童発達支援が新たに創設 令和3年に医療的ケア児の基本報酬新設 3年に1度、国において報酬等の見直し 通年：サービスが必要になった際に福祉保健センターに支給申請 								
事業開始年度	平成24年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児通所支援事業	22,353,983	20,405,121	1,948,862	虐待防止研修の実施等に伴う増
細事業合計		22,353,983	20,405,121	1,948,862		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	多々良 健汰
------------------------------------	-------------	-------------	--------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	15					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	障害児制度運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	94,105	10,148	0	0	0	83,957
令和5年度	45,660	10,148	0	0	0	35,512
増▲減	48,445	0	0	0	0	48,445

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	45,143	71,349	45,660	45,660	45,660
	市債＋一般財源	45,143	42,552	35,512	35,512	35,512
決算	事業費	33,121	57,086			
	市債＋一般財源	32,476	35,318			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法における措置費負担金決定事務、障害児通所・入所支援事業の支給決定及び給付事務、障害児通所システムに係る改修及び運用の実施、障害児施設の指定及び調査など、児童福祉法等に基づく制度運営に必要な経費を執行します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
事業所数	単位	目標	600	660	720	820	900	990	—
	か所	実績	609	684					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
必要な支給決定が行われた割合	単位	目標	—	—	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100					
事業目的	障害児支援のための制度を適正に運営するため、以下のとおり執行します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所システムの標準化等の改修および運用保守に係る経費 ・ 福祉保健システムの改修に係る経費 ・ 障害児入所施設の年度更新に係る経費 ・ 障害児入所・通所支給申請、決定、請求等に係る事務費 ・ 区人材育成研修費用 ・ 障害児施設等の指定及び指定事業者に対する指導監査等に関する経費 ・ 障害児関連会議等への参加費用 								
背景・課題	令和6年度末までに上位100手続きをオンライン化することや、令和7年度末までの移行を目標とするシステム標準化が控えており、障害児通所支援関係の申請や障害福祉システムがこれらに関連しています。この対応として、移行を行うためのオンライン申請システムの導入に向けた実証実験やシステム改修の検討を行っていく必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の31・総行第3412号情報システムの標準化・共通化について（通知）								
根拠・データ等	放課後等デイサービス受給者数 R元年度末：7,246人 R2年度末：7,845人 R3年度末：8,833人 R4年度末：9,882人								
事業スケジュール	平成24年：児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援に再編成 平成30年：居宅訪問型児童発達支援が追加 令和3年：医療的ケア児の基本報酬新設 令和6年：報酬改定予定 （3年に一度国において報酬等の見直し）								
事業開始年度	平成24年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児制度運営事業		94,105	45,660	48,445
細事業合計			94,105	45,660	48,445	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	多々良 健汰
------------------------------------	-------------	-------------	--------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	16					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	2
事業名称	障害児医療連携支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	71,671	1,286	888	0	0	69,497
令和5年度	61,442	1,286	888	0	0	59,268
増▲減	10,229	0	0	0	0	10,229

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	45,527	50,859	61,442	61,442	61,442
	市債+一般財源	41,672	47,004	59,268	59,268	59,268
決算	事業費	33,167	30,491			
	市債+一般財源	29,312	26,636			

事業概要 (アクティビティ)	重症心身障害児・者本人及び家族の在宅生活を支え、医療環境の整備・拡充を図るための各種取組を行います。 また、医療的ケア児・者等のライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整できる体制の構築や、地域での受入体制の充実等を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点数	単位	目標	2	6	6	6	6	6
	箇所	実績	6	6				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
支援者養成研修修了者数	単位	目標	50	50	50	50	50	50
	人	実績	42	48				
事業目的	市内には約1,000人の在宅重症心身障害児・者がおり、その数は年々増加するとともに障害の重度化や高齢化をしています。 また、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等の医学的管理を要する方も増えていることから、本人及び家族の在宅生活を支えるため、療養環境の整備・拡充を図る必要があります。							
背景・課題	令和3年9月に施行された『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』では、医療的ケア児に対して行う保育や教育の体制の拡充の他に、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援や、居住地域にかかわらず適切な支援が受けられるよう、必要な人材の確保するための措置を講ずる責務が定められています。保育所や放課後児童育成事業所等での医療的ケア児の受入に際しては、医療的ケアの知識を持ち、手技を実施できる医療職の確保が必要ですが、ケアの対象が児童であること、また医療機関ではない施設での勤務となるため負担感が強く、十分な人材が確保できておらず、人材育成を行う必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、横浜市メディカルショートステイ事業実施要綱、横浜市医療的ケア児・者等コーディネーター拠点運営事業実施要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在宅重症心身障害児・者数の推移 <推移>令和2年度：1,050人（18歳未満540人・18歳以上510人） 令和3年度：1,054人（18歳未満511人・18歳以上543人） 令和4年度：1,095人（18歳未満534人・18歳以上561人） 国内の医療的ケア児（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）】 <推移>平成17年度約1万人、30年度約2万人 首都圏の医療的ケア児数（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（平成28年10月1日現在）（横浜市の数値は神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査（平成27年）」における推計）】 <他都市との比較>東京都2,140人、埼玉県664人、千葉県758人、神奈川県1,094人うち横浜市515人 							
事業スケジュール	令和元年度 医療的ケア児・者等コーディネーター拠点開設 令和2年度 医療的ケア児・者等コーディネーターが配置区を拠点に、全区において支援を開始							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業名称	6年度	5年度	差引（増減）	増減説明
	1 メディカルショートステイ事業	35,299	35,299	0
2 重症心身障害児・者等の在宅生活支援	1,315	1,315	0	
3 医療的ケア児・者等支援促進事業	25,057	18,828	6,229	
4 医療的ケアを担う看護師等に対する研修	10,000	6,000	4,000	

	細事業合計	71,671	61,442	10,229	
--	-------	--------	--------	--------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	高島 友子	丹野 久美	嶋田 慶一

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	17					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	訓練・介助器具助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	15,090	0	0	0	0	15,090
令和5年度	16,183	0	0	0	0	16,183
増▲減	▲1,093	0	0	0	0	▲1,093

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	12,104	12,338	15,090	15,090	15,090
	市債＋一般財源	12,104	12,338	15,090	15,090	15,090
決算	事業費	14,598	13,448			
	市債＋一般財源	14,598	13,448			

事業概要 (アクティビティ)
横浜市内に在住する在宅の障害児で、器具等の使用による訓練及び介助効果等が期待できる者に対し、訓練器具、自助具、介助用具の購入費用の一部又は全部を助成します。

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
助成件数	単位	目標	650	650	720	720	720	720	720
	件	実績	711	692	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
助成費用	単位	目標	12047	12047	14973	14973	14973	14973	14973
	円	実績	14598	13448	/	/	/	/	/

事業目的
横浜市訓練・介助器具助成事業は、心身に障害のある18歳未満の児童に対して、訓練器具、自助具又は介助用具の購入費用の一部又は全部を助成することにより、障害児の自立及び社会生活の支援を図ることを目的としています。

背景・課題
障害があるにも関わらず、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、横浜市療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるに至らない程度の障害児は、国の補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業の助成をほぼ受けることができません。
そのため、本事業においては、手帳の所有の有無に関わらず、療育若しくは医療の提供を継続して受けている障害児に対し、器具等の助成を行います。

根拠法令・方針決裁等
横浜市訓練・介助器具助成事業実施要綱

根拠・データ等
 <助成件数>
 令和3年度711件、令和4年度692件、令和5年度720件（見込み）、令和6年度720件（見込み）
 <助成金額>
 令和3年度14,598千円、令和4年度13,448千円、令和5年度15,090千円（見込み）、令和6年度15,090千円（見込み）
 <平均単価>
 令和3年度21,057円、令和4年度19,975千円、令和5年度22,000円（見込み）、令和6年度22,000円（見込み）

事業スケジュール
 昭和56年度 事業開始
 平成19年度 取扱機関の追加（重症心身障害児（者）施設サルビア）
 平成22年度 視力補助具助成額変更
 平成24年度 助成対象器具の追加（防音保護具）
 平成28年度 聴力補助具助成額変更

事業開始年度
昭和56年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	訓練・介助器具助成事業	15,090	16,183	▲1,093	実績に伴う減
細事業合計		15,090	16,183	▲1,093		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。

	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	竹友 沙耶
--	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	18					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	障害児地域訓練会運営費助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	71,603	13,775	6,911	0	0	50,917
令和5年度	70,474	0	0	0	0	70,474
増▲減	1,129	13,775	6,911	0	0	▲19,557

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	77,848	74,854	71,603	71,603	71,603
	市債＋一般財源	77,848	74,854	50,917	50,917	50,917
決算	事業費	58,342	56,678			
	市債＋一般財源	50,404	56,678			

事業概要 (アクティビティ)	障害児の親たちが行う、障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動について、運営費の助成及び運営支援を行う「障害児地域訓練会運営費助成」と、障害児地域訓練会の経験豊富な会員（障害児の親等）の助言活動等を助成する「地域生活支援事業」により、障害児の家族支援を行います。 横浜市は横浜市社会福祉協議会に対し、補助金を交付し、団体活動を支援しています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
助成対象団体数	単位	目標	55	50	46	46	46	46
	団体	実績	46	45	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
各団体が実施する訓練会の参加者数	単位	目標	500	500	500	500	500	500
	人	実績	447	405	/	/	/	/
事業目的	地域療育センターや放課後等デイサービス等の障害児福祉支援もありますが、障害児地域訓練会は保護者同士の交流の場として機能し、当事者力や地域力を高めるものとして意義が高いと考えられます。 障害児の保護者にとって、不安や悩みを相談し、様々な情報を共有し、子どもを含め当事者力を高める場として障害児地域訓練会が重要な機能を果たしており、団体への継続的な支援が必要です。							
背景・課題	障害児地域訓練会は地域療育センターが整備される以前から、障害児（幼児・学童）の地域における療育活動等の場として、障害児の保護者等が自主的に組織化し活動が始まり、本事業ではその団体活動を支援しています。							
根拠法令・方針決裁等	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱							
根拠・データ等	補助実績（補助団体数：助成額【運営費助成事業及び地域生活支援事業】※決算） 平成30年度 53団体：52,735千円、令和元年度 52団体：50,809千円、令和2年度 48団体：41,178千円、令和3年度 46団体：38,150千円、令和4年度 45団体：56,679千円							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年度～：障害児地域訓練会運営費助成事業開始 ・平成24年度～：地域生活支援事業開始 ・令和2年度～：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市社協において障害児地域訓練会の運営費に関する助成基準を改正 ・4月～：市社協から補助の申請、交付決定 							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児地域訓練会運営費助成事業		71,603	70,474	1,129
	細事業合計		71,603	70,474	1,129	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	丹羽 明愛
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	19					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	学齢後期障害児支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	292,941	85,141	42,717	0	0	165,083
令和5年度	142,336	31,207	15,658	0	0	95,471
増▲減	150,605	53,934	27,059	0	0	69,612

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	127,659	128,554	234,532	234,532	234,532
	市債＋一般財源	85,796	84,809	132,197	132,197	132,197
決算	事業費	125,785	125,009			
	市債＋一般財源	84,262	82,765			

事業概要 (アクティビティ)	中学・高校生年代(学齢後期)の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	学齢後期の発達障害児等を対象とした専門機関による相談・診療の場を確保し、発達障害に起因する二次的な障害(不登校、引きこもり、自傷・他害など)を防ぎ、成人期を迎えた時に円滑な自立生活を行えるよう、支援をすることを目的としています。							
背景・課題	発達障害児等に相談支援や診療を提供できる社会資源は少なく、課題となっています。特に思春期を迎える年代である学齢後期においては、より複雑化する人間関係や進路の問題などをきっかけとして問題が顕在化することも少なくありません。事業の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度以降も7,000件以上(相談)で高止まりしている他、教育機関(主に一般校)をはじめとする、関係機関の支援のニーズも高まっているため、学齢後期障害児相談事業所の支援体制の強化が必要です。							
根拠法令・方針決裁等	発達障害者支援法、横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱							
根拠・データ等	・相談件数等実績(3事業所合計) 令和元年度 新規利用者数966人 相談対応延べ件数17,865件 関係機関支援2,142件 令和2年度 新規利用者数740人 相談対応延べ件数16,569件 関係機関支援2,156件 令和3年度 新規利用者数966人 相談対応延べ件数17,087件 関係機関支援1,961件 令和4年度 新規利用者数879人 相談対応延べ件数15,227件 関係機関支援1,843件							
事業スケジュール	・平成13年度：小児療育相談センターにおいて中高生を対象とした相談・診療を行う事業として「学齢後期障害児支援事業」を開始 ・平成20年度：横浜市リハビリテーションセンターにおいて事業を開始 ・平成25年度：学齢後期発達相談室くらすにおいて事業を開始 ・令和2年度：障害者施策推進協議会への諮問に対する答申が提出 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」 ・令和3年度～：答申の内容を踏まえた、事業の体制強化に関して検討を開始 ・令和5年度：1月より4箇所目開所							
事業開始年度	平成13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	学齢後期障害児支援事業	292,571	142,136	150,435
2	自閉症啓発デー	370	200	170	イベントの開催方法見直しに伴う増
	細事業合計	292,941	142,336	150,605	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	竹友 沙耶
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	20					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	身体障害者奨学金支給事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	6,412	0	0	0	0	6,412
令和5年度	6,412	0	0	0	0	6,412
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	4,906	4,649	6,412	6,412	6,412
	市債+一般財源	4,906	4,649	6,412	6,412	6,412
決算	事業費	5,704	4,548			
	市債+一般財源	5,704	4,548			

事業概要 (アクティビティ)	経済的理由により就学が困難な身体障害児・者に対し、学資を支給することにより社会的自立を促進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
支給対象件数(奨学金応募者数)	単位	目標	33	32	39	39	39	39
	人	実績	37	27	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
奨学金を必要とする方が支給を受ける割合ができていく割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	94	92	/	/	/	/
事業目的	本奨学金を活用することで身体障害児・者の修学を援助し、社会的自立を促進します。 成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由から就学が困難な身体障害児・者が、進学により、社会的自立に必要な知識や就業に必要な技術を身に着けることが期待されます。							
背景・課題	奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金や横浜市社会福祉協議会の生活福祉資金制度における教育支援資金等、貸与型の奨学金は複数ありますが、支給型の奨学金は、他に教育委員会の「横浜市高等学校奨学金制度」があるのみです。また、「横浜市高等学校奨学金制度」は対象が幅広く、障害者のみを対象としたものではありません。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市身体障害者奨学金支給規則、横浜市身体障害者奨学金支給要綱							
根拠・データ等	実績(奨学生採用者数及び決算額) 平成29年度 44名：8,019千円、平成30年度 44名：7,224千円、令和元年度 38名：5,925千円、令和2年度 44名：6,980千円、令和3年度 35名：5,704千円 令和4年度 25名：4,548千円							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度：事業開始 ・平成24年度：規則改正により審査委員会の廃止 公立高校の授業料無償化に伴い、公立高校を対象から除外 ・令和4年度：規則改正により、教育職員免許法に定める教員養成機関を対象に追加 ・4月～申請受付 							
事業開始年度	昭和39年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	身体障害者奨学金支給事業	6,412	6,412	0
	細事業合計	6,412	6,412	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	丹羽 明愛
------------------------------------	-------------	-------------	-------